

平成13年度着手の大学評価に係る説明会
- 参考資料 -

平成14年2月
大学評価・学位授与機構

目 次

自己評価に関する補足説明	1
平成 1 4 年度までの段階的实施期間中における評価の対象	8
平成 1 3 年度に着手するテーマ及び分野等	9
平成 1 3 年度着手の評価対象機関・組織一覧	1 0
平成 1 3 年度に着手する大学評価に関する機構の実施体制	1 4

自己評価に関する補足説明

【共通】

1 評価の対象時期について

自己評価の対象期間は、原則5年間としています。

したがって、自己評価では、自己評価の実施期間である平成14年2月から7月までの評価可能な最新の状況から過去5年間の活動状況について評価を行ってください。

活動状況を年度単位で捉えることがふさわしいものについては、自己評価期間が平成13年度の最終2ヶ月から平成14年度の当初4ヶ月に渡っていることから、原則として、平成14年度（自己評価時点まで）、13年度、12年度、11年度、10年度、9年度の状況が対象となります。

ただし、上記のように年度で捉えることがふさわしい場合でも、評価の区分、実施するテーマ及び分野、評価項目などの特性、あるいは対象機関（組織）の活動状況によって、実際に対象とする年度の扱いに違いが生じることがあります。

例えば、一般的に、教育に関する評価で、対象機関（組織）で新カリキュラムが平成14年度の新入生から開始されているような場合、取組に関する評価項目では新旧両カリキュラムにおける状況を対象とすることになります。教育の達成度のような評価項目では新カリキュラムにかかる評価は限定されたものにならざるを得ません。

また、平成10年度に新カリキュラムが開始され、平成14年度にはすでに旧カリキュラムで学ぶ学生が存在しないため、あえて平成9年度まで取り上げる必要が無いといった場合も起こりえます。

2 評価項目の「要素」について

各評価項目において評価する内容については、平成12年度着手の要項では、文章で説明するのみでした。この方式では評価の内容と自己評価のプロセスとの関係が不明確という問題点があったことから、今回は、評価内容をよりわかりやすくするために、文章による説明に加え、その要点を「要素」として明示する形を取りました。

これによって、自己評価では、要素ごとの判断を積み重ねる形で評価を実施することになります。

ただし、要素ごとの判断は、評価項目全体の評価のプロセスとして行うものであり、評価項目をさらに小項目にしたという位置づけのものではありません。したがって、目的及び目標に即してその貢献や達成の程度は判断することになりますが、水準を示す記述は、項目単位でのみ行い、要素の判断においては行いません。

なお、全学テーマ別評価「研究活動面における社会との連携及び協力」においては、評価の対象となる活動を2つに分類した上で、その取組の分類ごとに自己評価を行うこととなります。

3 評価の観点について

要素ごとの判断をする際には、活動状況をどの様な面でみれば目的及び目標の貢献度や達成度を判断できるかを予め設定しておく必要があります。これを、機構の行う評価では「観点」と呼んでいます。

従って、設定すべき観点は、目的及び目標の内実によって決まってくるものですので、各対象機関（組織）で適切に設定する必要があります。要項に示されている「観点例」は、一般的に想定されるだけですので、あくまで参考例としてご利用ください。

4 根拠の裏付けとなるデータ等の提出方法について

(1) 根拠の裏付けとなるデータ等

自己評価結果を記述する際の根拠の裏付けとなるデータ等とは、自己評価の時に用いる活動の状況に関する資料、データ（自己点検・評価報告書の冊子など）そのものを指すのではなく、それらの中から自己評価結果の記述を裏付けるのに直接必要となる箇所のみを抜き出したり、場合によっては、必要箇所を加工（複数年度のデータ集計など）したものをいいます。自己評価書提出時には、根拠の裏付けとなるデータ等は必要最小限に精選し、記載してください。

(2) 根拠の裏付けとなるデータ等の示し方

根拠の裏付けとなるデータ等の自己評価書での示し方は、以下のようになっています。

根拠の裏付けとなるデータ等は、全て本文中に当該評価結果や指摘点との関係が容易に確認できる位置に記載（コピーの貼り付けでも可）するようにしてください。その場合、本文中のデータ等には、その名称や出典を必ず明示するようにしてください。

大学等であつて実施した自己点検・評価報告書や外部検証（評価）報告書等の冊子形態の資料を活用する場合には、該当部分を抽出して用いてください。

根拠の裏付けとなるデータ等としてコピーなどの用紙を糊で貼り付ける場合は、折り込んだり、はみ出したりせず、A4の様式内に収めてください。

自己評価書と併せて提出していただく電子媒体（3.5 インチFD等）では、自己評価書データ中、糊付けのあった箇所は、空欄のままで結構です。

本文中に根拠の裏付けとなるデータ等の貼り付けが困難な場合は、機構に相談してください。

5 「特記事項」の設定について

自己評価は、各対象機関（組織）の現在の活動状況について、評価項目ごとに行うことを基本としています。しかし、実際の自己評価の段階では、各評価項目ごとの評価になじまない評価項目全体を通じた事柄や、現在の活動状況だけではなく、今後の改革課題・将来構想等の展望などを記述することが必要あるいは適切な場合もあることから、対象機関（組織）の意見を任意に記述する機会を提供する観点から、「特記事項」を設けました。

機構においても、「特記事項」に対しては、機構が行った評価結果から見た所見を記述することとしており、「評価」とは別の位置付けとしています。

全学テーマ別評価【教養教育】

1 「教育課程の編成」の評価について

教育課程の編成の評価について、要素1『教育課程の編成に関する状況』では、設定した目的及び目標に照らして、具体的にどのような授業科目区分や授業科目を用意しているかなどの視点から、教育課程の編成が目的及び目標を十分に実現できるものであるかについて評価することになります。

また、要素2『授業科目の内容に関する状況』では、教育課程を編成する授業科目区分や授業科目の内容が目的及び目標を十分に実現できる内容のものであるかについて評価することになります。例えば、自己評価実施要項参考資料1における観点例「授業科目と教育課程の一貫性」の観点から評価を行う場合、用意された授業科目区分や授業科目の内容が目的及び目標を実現する上で教育課程と一貫したものになっているかなどの視点から評価することになります。したがって、自己評価に際しては、個々の授業科目の内容を把握しつつ分析する必要がありますが、個々の授業科目の内容そのものについて評価を行うことを意図するものではないことに留意してください。

2 実状調査の位置付け

実状調査は、「教養教育」の内容が幅広く、大学によってとらえ方などが多様であることなどから、今回の評価を適切に実施するための準備として、各大学の教養教育に関する実状を把握するために実施したものです。したがって、機構が行う評価とは別の位置付けとしており、評価での根拠等として用いることはありません。

ですから、今回の自己評価書として提出していただく「対象機関の概要」、「教養教育に関するとらえ方」及び「教養教育に関する目的及び目標」については、必ずしも実状調査時のものと同じ内容にする必要はありませんが、「目的及び目標」については制限字数を大幅に変更していますので、この点については特に留意してください。

また、実状調査の結果をまとめた『全学テーマ別評価「教養教育」実状調査報告書』は、社会や大学等に対して国立大学の教養教育に対する全体的な取組状況等を分かりやすく示すことを意図するとともに、今回各大学で自己評価を行う際の参考資料にもなるものと考えています。

全学テーマ別評価【研究活動面における社会との連携及び協力】

1 評価の対象となる活動について

(1) 「取組の分類」について

全学テーマ別評価「研究連携」では、対象機関が社会との間で行っている多種、多様な活動が対象となりえます。対象機関が、自己評価を行う際には、それらの諸活動を整理し、対象となる活動をその内容や性格などから見て、ある程度分類することにより、自己評価の際の観点設定などが行い易くなることが考えられます。このことから、本テーマの評価では、取組や活動を2つの「取組の分類」に整理した上でそれぞれの「取組の分類」ごとに観点ごとの自己評価を行っていただくこととしています。

なお、実際に評価の対象となる活動の「取組の分類」の整理は、大学等のとらえ方により異なることもあり得ますので、自己評価実施要項に示した取組の分類の例示にこだわる必要はありません。

また、全学テーマ別評価「教養教育」や分野別教育・研究評価での評価項目の「要素」とは、基本的に考え方が異なることに、留意してください。

(2) 評価の対象となる活動の判断について

今回のテーマの評価において、自己評価の対象として取り上げる活動かどうか判断する場合は、その活動が、「研究活動面」と判断されるかどうか、「社会との連携及び協力」を意図して行われているかどうか、全学的（全機関的）組織で行われている活動又は全学的（全機関的）な方針の下に部局等において行われている活動かどうかを勘案し、各大学等で判断してください。

なお、自己評価実施要項第1章「評価の対象となる活動」で活動の例示は、対象と考えられるものの例示であり、対象とすべき活動を表したものではありませんので各大学等において適切に対象となる活動を判断してください。

分野別教育評価

1 「教育内容面での取組」と「教育方法及び成績評価面での取組」について

「教育内容面での取組」の評価項目では、教育課程の編成及び授業（研究指導）の内容に関する取組が、教育目的及び目標を実現できるものとなっているかについて評価します。他方、「教育方法及び成績評価面での取組」では、授業形態、学習（研究）指導法等の教育方法が適切であるか、また有効性のある成績評価方法が実施されているかについて評価します。

このような評価項目の設定は、対象組織における教育活動等の状況を多面的な視点から評価を行うという考え方に基づくものとなっています。

なお、施設・設備の整備・活用に関する評価については、「教育内容面での取組」では、教育課程等を展開するために必要な施設・設備が適切に整備されているか、「教育方法及び成績評価面での取組」では、教育方法に沿って施設・設備が適切に活用されているかについて、それぞれ評価します。このほか、学生が自主的に学習できる学習環境（施設・整備）の整備・活用については、「学習に対する支援」の評価項目で評価しますので、留意してください。

2 学部，研究科の自己評価と学科（課程）・専攻ごとの自己評価の関係について

自己評価は、学部，研究科をそれぞれ単位として、その教育目的及び目標に即して行うこととしています。この場合、一般的には、先ず学部における学科（課程）・研究科における専攻ごとに自己評価を実施し、次に当該学科（課程）・専攻の自己評価結果を踏まえ、学部，研究科の教育目的及び目標に照らし、総体的に判断して学部，研究科の自己評価を行うこととなります。

また、自己評価書の記述に当たっては、上記に基づく学部，研究科の自己評価結果を記述するとともに、必要に応じて、学科（課程）・専攻の取組や活動等の状況を併せて記述することが考えられます。その場合、自己評価結果の根拠となるデータ等についても同様に記述することとなります。

3 訪問調査の内容及び実施時期・日程等について

訪問調査は、書面調査では知り得ない、あるいは確認できなかった事項について、学部，研究科の関係者（責任者）との面談、自己評価結果の根拠となる資料・データ等の補完的収集（閲覧）、一般教員等への面接調査、学生、卒業者等との面接調査を原則として実施します。また、この際、書面調査段階での評価内容の概要を関係者に伝え、意見を求めることとしています。

訪問調査の実施日程は、予め、機構において各大学と協議した後、各評価チームとの調整を図って決定し、対象組織に通知することとしています。

具体的調査内容や詳細な日程については、8月から実施する各評価チームの書面調査の進捗状況に応じ、できるだけ早い時期に決定し、各対象組織にお知らせします。

なお、現行の評価実施スケジュールにおいては、10月頃から開始する予定としております。

分野別研究評価

1 「研究体制及び研究支援体制」と「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目について

「研究体制及び研究支援体制」の評価項目では、研究を推進し又は支援するためにとる組織体制のほかに、その体制の下で実施される諸施策及び諸機能の取組状況を評価します。他方、「諸施策及び諸機能の達成状況」の評価項目では、諸施策及び諸機能の取組がどの程度達成されているかを評価します。このような評価項目の設定は、多面的な視点で評価すべきという考え方に基づくものであり、前者がインプットの又はプロセス的な性格の部分の評価するのに対し、後者はアウトカムの性格の部分の評価するものです。

2 「工学系研究評価」の訪問調査について

今回実施する分野別研究評価において、工学系だけは訪問調査を実施することとしています。工学系の研究評価においては、大型の研究設備を使用する研究などが行われていることもあり、研究設備整備・運用状況、研究環境・研究支援の状況、安全管理面での工夫の状況など、実際の研究活動等の状況を把握する必要があります。このように、工学系の研究評価においては、現地においてのみ可能な調査もあることから、訪問調査を実施することとしています。

また、訪問調査の実施日程は、予め、機構において各大学と協議した後、各評価チームとの調整を図って決定し、対象組織に通知することとしています。

具体的調査内容や詳細な日程については、8月から実施する各評価チームの書面調査の進捗状況に応じ、できるだけ早い時期に決定し、各対象組織にお知らせしますが、現行の評価実施スケジュールにおいては、10月頃から開始する予定としております。

3 教員の個別業績の判定方法について

教員の個別業績の判定は、関連分野の専門家により、当該業績の質を重視して行います。その判定方法については、自己評価実施要項の参考資料1「研究活動の学問的内容及び水準等の判定方法について」に示しているとおりですが、具体的な判定基準については、評価対象となっている分野や領域の特性を踏まえつつ、各専門委員会、さらには、領域に応じて組織される部会において、今後検討していくこととしています。

4 個人別研究活動判定票の作成に当たっての留意点について

- (1) 平成12年度着手の評価では、「個人別研究活動判定票」において、各教員が自ら、卓越、優秀などの水準についても自己判定することを求めていましたが、平成13年度着手の評価ではこれを行わないこととし、個人の自己判定においては、研究業績が独創性、発展性など研究内容面でどの事項に該当するか、さらに、研究業績の特色や強調点などを記述のうえ提出していただくこととしています。

- (2) 個人の研究業績として提示可能なものは原則として過去 5 年間の業績となっておりますので、平成 9 年度以降の業績について記入してください。また、過去 5 年間に教員の転出、退職があった研究者の個人別研究活動判定票の提出の是非については、あくまでも、平成 14 年 5 月 1 日に在籍する教員が対象という基準で判断してください。ただし、評価項目の記述において、過去 5 年間の研究活動に平成 14 年 5 月 1 日時点において既に退職した教員の研究活動や実績を盛り込むことを妨げるものではありません。
- (3) 教員の個別業績の判定は、主たる審査先として申請のあった部会において行いますが、複数の領域にまたがる業績については、他の部会と協議しつつ、それぞれの領域の専門家により行うこととしていますので、その場合は、「個人別研究活動判定票」に関連部会コードを必ず記入してください。
- (4) 「研究内容及び水準」の項目にある「他分野への貢献」の「他分野」とは、例えば、工学系の分野であれば、その分野内の機械系から見た電気系を指すのではなく、工学系からみた工学系以外の分野（医学や理学など）を指します。
- (5) 個人別研究活動判定票 の「 1 . 代表的研究活動業績」の「研究内容」及び「研究の社会的効果」の事項中「(その他)」の事項で申告する場合には、具体的な申告事由を「(その他)」の欄の空白部分に記述のうえ、「該当」欄に 印を記入してください。

平成14年度までの段階的实施期間中における評価の対象

1. 全学テーマ別評価

着手年度	実施テーマ	対象機関数
平成12年度	教育サービス面における社会貢献	国立大学 (政策研究大学院大学を除く98大学) 全大学共同利用機関(14機関)
	教養教育	国立大学 (大学院のみを置く大学を除く95大学)
平成13年度	教養教育(継続分)	国立大学 (大学院のみを置く大学を除く95大学)
	研究活動面における社会との連携及び協力	国立大学(99大学) 全大学共同利用機関 (総合地球環境学研究所を除く14機関)
平成14年度	国際的な連携及び交流活動(仮称)	国立大学(99大学) 全大学共同利用機関(15機関)

(注) 平成14年度着手分のテーマについては、現時点における一応の考え方を取りまとめたものであり、今後さらに検討を行う予定です。

2. 分野別評価

評価区分	着手年度	実施分野	対象機関数
分野別 教育評価	平成12年度	理学系 医学系(医学)	国立大学のうち、 対象分野ごとに6大学
	平成13年度	法学系 教育学系 工学系	国立大学のうち、 対象分野ごとに6大学
	平成14年度	人文学系 経済学系 農学系 総合科学・特定領域	平成14年度の対象機関数については検討中
分野別 研究評価	平成12年度	理学系 医学系(医学)	国立大学、大学共同利用機関のうち、 対象分野ごとに6組織
	平成13年度	法学系 教育学系 工学系	国立大学、大学共同利用機関のうち、 対象分野ごとに6組織
	平成14年度	人文学系 経済学系 農学系 総合科学・特定領域	平成14年度の対象機関数については検討中

公立大学については、機構の態勢を整えつつ、平成14年度着手の評価の対象とし得る方向で検討します。

平成13年度に着手するテーマ及び分野等

評価の区分	全学テーマ別評価	分野別教育評価	分野別研究評価
評価内容	テーマに関する大学等の教育研究活動の状況についての評価	大学の教育活動等の状況についての評価	大学等の研究活動等の状況についての評価
テーマ及び対象分野	・教養教育 ^(注) ・研究活動面における社会との連携及び協力	・法学系 ・教育学系 ・工学系	・法学系 ・教育学系 ・工学系
対象機関 (国立の大学等のうち設置者から要請のあった機関(組織) 別添資料参照)	【教養教育】 全国立大学(大学院のみを置く大学及び短期大学を除く。) (95大学) 【研究活動面における社会との連携及び協力】 全国立大学(短期大学を除く。) (99大学)及び全大学共同利用機関(14機関)	それぞれ6大学の学部及び研究科	それぞれ6組織(機関)の学部及び研究科, 附置研究所並びに大学共同利用機関
評価手法	書面調査・ヒアリング	書面調査・訪問調査	書面調査・ヒアリング (工学系は, 書面調査・訪問調査)
評価項目	【教養教育】 1)実施体制 2)教育課程の編成 3)教育方法 4)教育の効果 【研究活動面における社会との連携及び協力】 1)研究活動面における社会との連携及び協力の取組 2)取組の実績と効果 3)改善のための取組	1)教育の実施体制 2)教育内容面での取組 3)教育方法及び成績評価面での取組 4)教育の達成状況 5)学習に対する支援 6)教育の質の向上及び改善のためのシステム	1)研究体制及び研究支援体制 2)研究内容及び水準 3)研究の社会(社会・経済・文化)的效果 4)諸施策及び諸機能の達成状況 5)研究の質の向上及び改善のためのシステム
「特記事項」 についての 所見	大学等から提出された「特記事項」(今後の展望など)について, 機構が, 機構の行った評価の結果から見た所見を付します。		

(注) 教養教育をテーマとする評価は, 2年計画の2年目。

1年目は各大学における「教養教育のとらえ方」, 「教養教育の目的及び目標」及び「目的及び目標を達成するための取組状況」等の実状調査を行い, その調査結果を整理・公表した。

この実状調査の結果等を踏まえて, 具体的な評価項目や内容・方法について検討し, 2年目に評価を実施。

平成13年度着手の評価対象機関・組織一覧

1 全学テーマ別評価

教養教育(95機関)(平成12年度着手継続分)

対象機関名		
北海道大学	一橋大学	奈良教育大学
北海道教育大学	横浜国立大学	奈良女子大学
室蘭工業大学	新潟大学	和歌山大学
小樽商科大学	長岡技術科学大学	鳥取大学
帯広畜産大学	上越教育大学	島根大学
旭川医科大学	富山大学	島根医科大学
北見工業大学	富山医科薬科大学	岡山大学
弘前大学	金沢大学	広島大学
岩手大学	福井大学	山口大学
東北大学	福井医科大学	徳島大学
宮城教育大学	山梨大学	鳴門教育大学
秋田大学	山梨医科大学	香川大学
山形大学	信州大学	香川医科大学
福島大学	岐阜大学	愛媛大学
茨城大学	静岡大学	高知大学
図書館情報大学	浜松医科大学	高知医科大学
筑波大学	名古屋大学	福岡教育大学
宇都宮大学	愛知教育大学	九州大学
群馬大学	名古屋工業大学	九州芸術工科大学
埼玉大学	豊橋技術科学大学	九州工業大学
千葉大学	三重大学	佐賀大学
東京大学	滋賀大学	佐賀医科大学
東京医科歯科大学	滋賀医科大学	長崎大学
東京外国語大学	京都大学	熊本大学
東京学芸大学	京都教育大学	大分大学
東京農工大学	京都工芸繊維大学	大分医科大学
東京芸術大学	大阪大学	宮崎大学
東京工業大学	大阪外国語大学	宮崎医科大学
東京商船大学	大阪教育大学	鹿児島大学
東京水産大学	兵庫教育大学	鹿屋体育大学
お茶の水女子大学	神戸大学	琉球大学
電気通信大学	神戸商船大学	

研究活動面における社会との連携及び協力（113機関）

対象機関名		
（国立大学）		
北海道大学	横浜国立大学	和歌山大学
北海道教育大学	新潟大学	鳥取大学
室蘭工業大学	長岡技術科学大学	島根大学
小樽商科大学	上越教育大学	島根医科大学
帯広畜産大学	富山大学	岡山大学
旭川医科大学	富山医科薬科大学	広島大学
北見工業大学	金沢大学	山口大学
弘前大学	福井大学	徳島大学
岩手大学	福井医科大学	鳴門教育大学
東北大学	山梨大学	香川大学
宮城教育大学	山梨医科大学	香川医科大学
秋田大学	信州大学	愛媛大学
山形大学	岐阜大学	高知大学
福島大学	静岡大学	高知医科大学
茨城大学	浜松医科大学	福岡教育大学
図書館情報大学	名古屋大学	九州大学
筑波大学	愛知教育大学	九州芸術工科大学
宇都宮大学	名古屋工業大学	九州工業大学
群馬大学	豊橋技術科学大学	佐賀大学
埼玉大学	三重大学	佐賀医科大学
千葉大学	滋賀大学	長崎大学
東京大学	滋賀医科大学	熊本大学
東京医科歯科大学	京都大学	大分大学
東京外国語大学	京都教育大学	大分医科大学
東京学芸大学	京都工芸繊維大学	宮崎大学
東京農工大学	大阪大学	宮崎医科大学
東京芸術大学	大阪外国語大学	鹿児島大学
東京工業大学	大阪教育大学	鹿屋体育大学
東京商船大学	兵庫教育大学	琉球大学
東京水産大学	神戸大学	北陸先端科学技術大学院大学
お茶の水女子大学	神戸商船大学	奈良先端科学技術大学院大学
電気通信大学	奈良教育大学	総合研究大学院大学
一橋大学	奈良女子大学	政策研究大学院大学
（大学共同利用機関）		
国文学研究資料館	国際日本文化研究センター	国立情報学研究所
国立極地研究所	国立天文台	国立民族学博物館
宇宙科学研究所	核融合科学研究所	国立歴史民俗博物館
国立遺伝学研究所	岡崎国立共同研究機構	メディア教育開発センター
統計数理研究所	高エネルギー加速器研究機構	

2 分野別教育評価

法学系分野（6機関（12組織））

対象機関等名	
東 京 大 学	（法学部，法学研究科）
東 京 大 学	（法学部，法学政治学研究科）
新 潟 大 学	（法学部，法学研究科）
金 沢 大 学	（法学部，法学研究科）
神 戸 大 学	（法学部，法学研究科）
香 川 大 学	（法学部，法学研究科）

教育学系分野（6機関（12組織））

対象機関等名	
宮 城 教 育 大 学	（教育学部，教育学研究科）
横 浜 国 立 大 学	（教育人間科学部，教育学研究科）
上 越 教 育 大 学	（学校教育学部，学校教育研究科）
京 都 教 育 大 学	（教育学部，教育学研究科）
山 口 大 学	（教育学部，教育学研究科）
福 岡 教 育 大 学	（教育学部，教育学研究科）

工学系分野（6機関（12組織））

対象機関等名	
宇 都 宮 大 学	（工学部，工学研究科）
長 岡 技 術 科 学 大 学	（工学部，工学研究科）
名 古 屋 大 学	（工学部，工学研究科）
和 歌 山 大 学	（システム工学部，システム工学研究科）
鳥 取 大 学	（工学部，工学研究科）
九 州 工 業 大 学	（工学部，工学研究科）

3 分野別研究評価

法学系分野（6機関）

対象機関等名
一橋大学（法学部，法学研究科）
名古屋大学（法学部，法学研究科）
京都大学（法学部，法学研究科）
大阪大学（法学部，法学研究科）
広島大学（法学部，社会科学研究科）
九州大学（法学部，法学研究部）

当該学部，研究科の法学系分野の学科，専攻を対象とする。

教育学系分野（6機関）

対象機関等名
弘前大学（教育学部，教育学研究科）
筑波大学（教育学系）
東京学芸大学（教育学部，教育学研究科）
信州大学（教育学部，教育学研究科）
鳴門教育大学（学校教育学部，学校教育研究科）
メディア教育開発センター

工学系分野（6機関）

対象機関等名
北海道大学（工学部，工学研究科）
東京大学（工学部，工学系研究科）
徳島大学（工学部，工学研究科）
宮崎大学（工学部，工学研究科）
奈良先端科学技術大学院大学（情報科学研究科）
東京工業大学（精密工学研究所）

平成13年度に着手する大学評価に関する機構の実施体制

大学評価委員会

30人

分野別研究評価

工学系研究評価
専門委員会

29人
(1人)

教育学系研究評価
専門委員会

30人
(1人)

法学系研究評価
専門委員会

28人
(1人)

分野別教育評価

工学系教育評価
専門委員会

30人
(1人)

教育学系教育評価
専門委員会

30人
(1人)

法学系教育評価
専門委員会

29人
(1人)

全学テーマ別評価

研究会活動面における
連携及び協力
に関する専門委員会

24人
(2人)

教養教育に関する
専門委員会

24人
(3人)

大学評価委員会委員及び専門委員で構成
(括弧内は、大学評価委員会委員の人数で内数)

部
会 (6部会)

評価委員 1人
専門委員 28人
評価員 55人

評価チーム (3チーム)

評価委員 1人
専門委員 28人

部
会 (3部会)

評価委員 1人
専門委員 29人
評価員 20人

評価チーム (3チーム)

評価委員 1人
専門委員 29人

部
会 (7部会)

評価委員 1人
専門委員 27人
評価員 47人

評価チーム (3チーム)

評価委員 1人
専門委員 27人

評価チーム (3チーム)

評価委員 1人
専門委員 29人

評価チーム (3チーム)

評価委員 1人
専門委員 29人
評価員 6人

評価チーム (3チーム)

評価委員 1人
専門委員 28人
評価員 3人

評価チーム (12チーム)

評価委員 2人
専門委員 22人
評価員 21人

評価チーム (11チーム)

評価委員 3人
専門委員 21人
評価員 30人

専門委員会委員 (及び評価員) で構成

- 「評価チーム」及び「部会」の編成は、各専門員会で審議の上決定されます。
- 評価員の人数は、委嘱予定人数です。